

## 「円滑化法」が中小企業金融に与える影響についての実証研究

一橋大学大学院生 近藤 隆則

「中小企業金融円滑化法」は、2009年9月の政権交代後、鳩山由紀夫民主党政権が当時の亀井静香金融担当大臣の強いリーダーシップの下、最優先課題の一つとして取り組み、政権発足からわずか2ヶ月半で成立させた法律である。金融機関に返済繰り延べ等の条件変更に応諾する努力義務を課すという手法を中心に据えた円滑化法は、その導入タイミングと手法が特異なものであったため、制定前から様々な議論を呼んできた。

様々な議論を集約すると、円滑化法の中小企業金融に対する影響についての論点は以下の四点にまとめることができる。

- ① 金融は円滑化され、中小企業の前向き資金需要に金融機関が対応しているのか
- ② 円滑化法に基づく貸出条件変更によって中小企業の資金繰りや業況は改善したのか
- ③ 貸出条件を緩和している間に金融機関がコンサルティング機能を発揮して企業再生が進んだのか
- ④ 制度の逆選択によって銀行の不良債権は増えたのか、またそれは「隠れ不良債権」として蓄積されたのか

本研究は、これら四つの論点を検証すべき仮説とし、大手行、地銀、信用金庫の円滑化法施行後3決算期のパネル・データを用いて、四仮説について検証を行った。その結果、円滑化法利用によって金融機関が中小企業向け貸出を増やしている証拠は無く、むしろ条件変更や信用保証の付かない「プロパー貸出」を減らす傾向があること、円滑化法利用が中小企業の資金繰りDIや売上高DIを改善する効果は観察されず、むしろ制度の逆選択のために本来生き延びるべき企業の資金繰りや売上が圧迫される「地域経済の非効率」が生じている可能性があること、円滑化法をより多く利用している金融機関ほど不良債権が多く、円滑化法が制度の逆選択を生じていることを裏付けるとともに、円滑化法に伴って「隠れ不良債権」が蓄積されたとの証拠は見られないこと、等が明らかになった。

総じて、円滑化法は日本の中小企業金融にとって望ましい効果を発揮しているとはいえ、その特異な導入タイミングと手法が貸出条件緩和の安易な申し出と安易な受諾を生み、制度の逆選択と既往貸出資産の劣化懸念による金融機関の貸出姿勢消極化をもたらしたと結論付けられる。